| | | | |
|---|---|---|---|
| 災害関連⑵湛水防除 | 農林水産省 | 農山漁村地域整備 | 農山漁村地域整備交付金<br>（一般公共事業の対象となる国庫補助負担事業と同種の災害関連事業（湛水防除）に限る。（効果促進事業を除く。）） |
| | 国土交通省 | 離島振興 | 農山漁村地域整備交付金<br>（一般公共事業の対象となる国庫補助負担事業と同種の災害関連事業（湛水防除）に限る。（効果促進事業を除く。）） |
| | | 北海道開発 | 農山漁村地域整備交付金<br>（一般公共事業の対象となる国庫補助負担事業と同種の災害関連事業（湛水防除）に限る。（効果促進事業を除く。）） |
| 災害関連⑶激甚災害対策特別緊急 | 林野庁 | 治山 | 治山<br>（治山等激甚災害対策特別緊急） |
| | 社会資本（治水） | 河川整備 | 河川激甚災害対策特別緊急 |
| | | 北海道河川 | 河川激甚災害対策特別緊急 |
| | | 砂防 | 砂防激甚災害対策特別緊急 |
| | | | 地すべり激甚災害対策特別緊急 |
| | | 北海道砂防 | 砂防激甚災害対策特別緊急 |
| | | | （火山砂防激甚災害対策特別緊急） |
| 災害関連⑷各種災害関連現年分（かんまん災害分） | 農林水産省 | 農業施設災害関連 | 農業用施設等災害関連<br>（災害関連緊急地すべり対策） |
| | 林野庁 | 山林施設災害関連 | 災害関連緊急治山等 |
| | 国土交通省 | 河川等災害関連 | 災害関連緊急砂防等 |
| 災害関連⑷各種災害関連現年分（かんまん災害分を除く） | 農林水産省 | 農業施設災害関連 | 農業用施設等災害関連<br>（特殊地下壕対策を除く農業用施設等災害関連）<br>（災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策）<br>（農地災害関連区画整備）<br>（海岸保全施設等災害関連） |
| | 林野庁 | 山林施設災害関連 | 治山施設等災害関連<br>（特殊地下壕対策を除く治山施設等災害関連）<br>（林道施設等災害関連） |
| | 水産庁 | 漁港施設災害関連 | 漁港施設災害関連 |
| | 国土交通省 | 河川等災害関連 | 特殊地下壕対策を除く河川等災害関連<br>河川等災害復旧助成<br>港湾施設災害関連 |
| 奄美振興 | 国土交通省 | 奄美群島振興開発（他の地方債において措置するものを除く。） | 奄美群島振興開発（他の地方債において措置するものを除く。） |
| 小笠原振興 | 国土交通省 | 小笠原諸島振興開発 | 小笠原諸島振興開発 |

（注１）　都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第47条第２項に規定する交付金については、被災市街地復興推進地域において平成16年４月１日時点で既に行われている事業（都市再生土地区画整理事業（重点地区に限る。）、被災市街地復興土地区画整理事業、街路及び公共団体施行の土地区画整理事業並びに市街地再開発事業及び住宅街区整備事業のうち道路に係る公共施設管理者負担金に限る。）を対象とする（充当率90％）。

（注２）　高齢者等雇用安定・促進費、高年齢者就業機会確保事業費等補助金については、旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業のうち整備事業に限り対象とする（充当率40％）。

⑵　直轄事業

| 事業区分 | 所管省庁（特会名） | 国の予算上の項目 | | 充当率 |
|---|---|---|---|---|
| | | 項 | 目（目細） | |
| 港湾 | 社会資本（港湾） | 港湾 | 港湾改修<br>（特定重要港湾）<br>（重要港湾）<br>（避難港）<br>（緑地等施設） | |
| | | 北海道港湾 | 港湾改修<br>（特定重要港湾）<br>（重要港湾）<br>（地方港湾） | |
| | | 離島港湾 | 港湾改修<br>（重要港湾） | |
| | | 沖縄港湾 | 港湾改修<br>（重要港湾） | |
| | | エネルギー・鉄鋼港湾施設 | | |